

2026年6月5日

【声明】 同志社国際高校の死亡事故に対する文部科学省の「見解」への声明

学校体育研究同志会全国常任委員会

2026年3月同志社国際高校の研修旅行中、沖縄県名護市辺野古沖で行われた研修活動において生徒と船長お二人の尊い命が失われる事故がおきました。改めて亡くなられたお二人のご冥福を心よりお祈りするとともに、ご遺族のみなさまに深く哀悼の意を表します。

学校管理下での研修旅行中の事故について、事前計画や当日の対応、安全管理上の問題等、事故の原因究明を徹底的に行うことやその責任の所在を明らかにすることは当然であり監督を所管する京都府からの指導は厳正に行われるべきだと考えます。

そもそも、校外活動に関する安全管理上の問題の解明と国の行政機関が学校の教育内容にまで踏み込むことは全く別次元の問題です。今回文科省は、学校側の教育内容に関し、「同志社国際高等学校の研修旅行における辺野古への米軍基地移設工事に関する学習について、これまで把握した限りでは、事前および事後の学習を含めて、様々な見解を十分提示していたことが確認できず、特定の見方・考え方に偏った取り扱いであったと考えられる」とし、教育基本法14条第2項に反するものであったとして是正を求めています。

しかし、どのような内容・項目が具体的な違反となるのか、その「根拠」を示していません。抗議する船長の話聞いたことや、抗議船に乗せたこと、過去に基地反対協議会による座り込みのお願い文書をそのまま「しおり」に書き写したことが羅列されていますが、具体的にそれが「どのように偏っているのか」「どこが特定政党を支持」するための政治教育」だったのかが明示されていません。違反の「根拠」がないにもかかわらず、教育内容に介入することは許されるものではありません。

繰り返すまでもなく、教育基本法第14条(政治教育)は、その第1項において、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」としており、主権者を育てるうえで政治教育を行うことは極めて大切であることを明記しています。それは、戦前・戦中の教育を教訓に国家のいいなりにならず、国家による扇動を見抜き、制限や強要に対し自らの意志で行動できる主権者を育てることを目的としたものです。これは、憲法23条「学問の自由」や、26条「教育を受ける権利」ともつながる規定です。

また、1976年の『旭川学力テスト』最高裁判決では、教育は「人間の内面的価値に関する文化的な営み」であって「教育内容に対する国家的介入はできるだけ抑制的であることが要請される」と明示しています。

2015年初等中等教育局長通知でも、「学校が政治的中立性を保ちつつ、現実の具体的な政治的事象を取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう」指導することを重視しています。

同校は、年間を通しての平和学習において基地問題以外にも様々な内容を扱い政治的中立性は確保していると主張しており、今回の同志社国際高校の平和学習が教育の政治的中立を歪めていると断定することはできません。

2019年の沖縄県知事選挙では、全投票者の72%、43万人余の県民が辺野古新基地建設に反対の意思を示し米兵による事件や事故、騒音問題に対し意思表示をしました。その事実や問題の切実さを現地見学や住民の方のお話を聞きその思いに直接触れることは、政治的中立性を歪めるものではありません。むしろ文科大臣発言と指導通知こそ教育への不当な支配を禁じる教育基本法16条1項に違反し戦前・戦中の教育への国家介入と同じ構図になります。

私たちは、日本国憲法が掲げる平和、人権、民主主義などの人類的な価値を求める「平和的な国家及び社会の形成者」を育てることを、体育・スポーツの分野で追及しています。

政府への批判的見解も含め幅広い学びこそ保障されるべきであり、国家や政府の施策に異議を申し立てない子どもを育てることが教育の目的ではないと考えます。よって今回の文科省の見解は、許されない教育への介入であり、現場における平和学習の取り組みを委縮させる危険をはらむものであることを指摘し「声明」とします。